

第5期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第5期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成26年1月24日（金）午後6時30分から午後7時41分
開催場所	中央ふれあい館 特別会議室
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）板橋委員、松本委員、浅見委員、草野委員、後藤委員 小林委員、竹本委員、石井委員、小山委員、吉岡委員 高野委員
会議内容	（傍聴について） ○ 開 会 ○ 議 事 （1）自治基本条例運用推進委員会の在り方について （2）自治基本条例の見直しの可否について ○ 次回の会議について ○ その他 ○ 閉 会
会議資料	1 次第 2 前回の会議録 3 次期委員会への申し送り事項 4 自治基本条例運用推進委員会条例の抜粋 5 川口市自治基本条例のパンフレット 6 川口市自治基本条例の手引き
発言内容	（傍聴について） 事務局 本日は1名から傍聴の希望が出ているので入室していただく。また、会議開始後に傍聴希望者が来た場合は所定の手続き後に入室していただく取り扱いとする。 ○ 開 会（午後6時30分） 事務局 これより第8回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。 本日の欠席者は1名、出席委員は過半数以上のため、この会議は成立している。 はじめに本日の資料を確認させていただく。

机上配付してあるのは、次第、前回の会議録完成版、次期委員会への申し送り事項、運用推進委員会条例の抜粋の資料の4点と、「川口市自治基本条例の手引き」、「川口市自治基本条例のパンフレット」は、毎回の会議に持参していただいている。資料について過不足はないか。

－ 資料の過不足なしの声 －

本日の議事については、次第に従って進めたい。ここからの進行は、委員長をお願いしたい。

## ○ 議 事

### 委員長

本日の進め方としては議題に従って順に進めていきたい。前回、委員会の役割を先に決めたほうが良いか、委員会のかたちを先に決めた方が良いのかを皆さんに問いかけをしたところで終了した。

この2つは関連が深いので、どちらか一方でも先に決めないと前に進むことができない。

そこで、前期の審議経過をまとめた「次期委員会への申し送り事項」において、課題にあげられている「1年ごとに半数の委員が入れ替わることを是正」という意見について、新しい委員にも諮りたいと思う。

まず、1年目の委員から意見を伺いたい。

### 委員

最初に質問をしたい。この委員会が現行の制度で始まった理由を詳しく伺いたい。

### 委員長

自治基本条例が制定され、条例を作ったままにしないため、策定委員を半数残し、半数の委員を募集した経緯から、現行のかたちがスタートした。

策定委員の半数を残した理由は2つある。

委員会を常設しておくことと、委員間の引き継ぎを担保するためである。

しかし、現行では1年目、2年目委員の情報格差から審議がなかなか進められないという非効率性も顕在化している。

委員

ただいまの回答からすると、引き継ぎの部分をクリアーできるならば異論はない。もちろん、自分自身は経験をしていないため、経験された委員さんがそのように感じるなら、それで良いかと思う。

委員

質問については理解できた。また、現行制度は非効率ということであれば、その点は改めて良いのかと思う。

委員

私も現時点で判断するのは難しいが、審議がなかなか進まず非効率ということが明らかであれば、解決した方が良いと思う。

委員

これまでの議事録などを読み返してみたが、自分なりの結論は出せなかった。個人的には委員の任期も含めたかたちを決めるよりも、委員会の役割を明確にした方が良いと思う。

この件については皆さんと同じく、非効率なら改正をして良いと思う。

委員

入れ替え制を是正するという事は、すべての委員が一斉に入れ替わることになるのか。

委員長

事務局、今の意見についてはどうか。

事務局

市民公募以外は、「再任はできない」という規定がないため、学識者、知識経験者、関係団体の選出委員が再任すれば、14名のすべてが入れ替わることはないと考えている。

委員

そのようなことで継続性がある程度担保できれば良いかと思う。

委員長

2年目委員はどうか。「申し送り事項」の見解ではそうなっているが、

あらためて反対という意見はあるか。

— 2年目委員からなしの声 —

委員長

それでは、川口市自治基本条例運用推進委員会条例の第5条は「1年ごとにその半数を改嘱する」を除く形で改正するという事で良いか。

— 委員了承 —

委員長

次に、委員会の役割について確認したい。資料にある同条例第2条の委員会の事務所掌を見ていただきたい。

これまでの進め方とあわせて説明をすると、5つの項目うち、まず運用と啓発について諮問をされ、委員会として既に答申している。

次に条例の改正の要否と委員会の在り方について諮問され、今まさに審議中という状況である。

残る自治の推進の検証は、未だ手つかずの状態であることとあわせて意見をもらいたい。

この事務所掌をどのようにするかによって、役割が明確になることも考えられる。または、2条に書かれている事務所掌を変えなくても、諮問事項が抽象的だから役割を明確にできない。それならば単純に諮問を具体的にすれば良いという選択肢もある。

この点についてはどう考えるか。

委員

個人的に他市の状況を調べたところ、小樽市は自治基本条例を策定中という中で、「市は条例の見直しは5年を経過しないうちに行うこと」という規定で考えられていた。

個人的には、「市長からの諮問によるところ」がひっかかっている。

極端なことを言うと、今の事務所掌をすべて削除し、小樽市と同じような規定の方が良いのではないかと思う。

委員長

今の意見は、委員会の役割は諮問によるものではなく、時間が経過し

たら自動的に条例の見直しをするということになるか。

#### 委員

この委員会の役割は、条例を定着させ、安定的に運用するのが役割と考えている。今の段階ではその運用が何かまで見えていないが。

#### 委員長

この委員会を設置した経緯からすれば、1年ごとに半数の入れ替え制を導入したのも、策定に関わった委員が残ることでの継承を前提とし、委員会が常に活動する状態を想定していた。

ただいまの意見は、5年くらいの中に2年任期の委員会を設置すれば良いということになる。仮に委員会のかたちを変えるというならば、自治が後退したと捉えられないようにしなければならない。

つまり、常に立ち上がっているほうが良いのか、または何年かおきに委員会を立ち上げ、集中的に審議すれば良い、のいずれかを選択することになる。

確かに、何年か置いて見直しをすると規定している自治体もある。

これはどちらかといえば開催頻度を含めた在り方になるので、役割という点ではどう考えるか。

#### 委員

委員長が述べたとおり、諮問事項が抽象的だから議論が進まないという点が問題だと理解している。

そうであるならば、やはり役割を明確にすることが必要ではないか。

例えば申し送り事項にも運用・啓発が足りないという課題が残されている。これもあわせて明確にすることが必要ではないか。

#### 委員長

確かにこれまでは自治基本条例の条文と照らし、委員会が個別のテーマを抽出し、そのテーマに対する提案を出すことを運用と解釈してきた。

しかし、必ずしもそのやり方が最適ではなくなり、解決策の一つとして、半数の委員が1年ごとの入れ替わりを改めることが提案された。

このことによって、1年目、2年目委員の情報格差を解消し、議論の前段階に時間を要することなく、直ちに中身の議論に入ることができる。

これまで様々な意見を頂いたが、今ここで確認したい点は、第2条に書かれている部分を見直す必要はあるかということである。

委員

その点については当面は変える必要はないかと思う。

委員

私も基本的には何か不都合が生じたときに変えるスタンスで良いかと思う。条文はこのままでも、要は諮問の仕方を変えれば良い。

委員長

それでは、第2条の条文は変えずにこのままで良いか。

— 委員了承 —

委員長

次に、残された事務所掌の自治の推進の検証をどのように考えたら良いか、アイデアをもらいたい。

委員

川口市の自治基本条例は、議会と行政の役割と責務を中心に構成され、市民の権利保障についてもいくつか定められている。

仮に検証することの多くが議会と行政が中心になるならば、議会と行政は自治基本条例を最上位の理念として、じっくりと時間をかけて運営をし、数年が経過した後に自らが検証するとともに、この委員会にも検証をしてもらったらどうかと考える。

委員長

ただいまの意見は、例えると議会と行政が、自らマニフェストを挙げるようなことか。

委員

おおむねそのようなイメージである。

委員

自治基本条例は理念的で分かりにくいいため、今の意見と少し重なるが、自治基本条例の理念に則して行っている様々な事業を広報で特集することも効果的ではないだろうか。様々な事業の裏付け作業も含めて、日本一のボランティアを目指すなど、関連の深い事業を提示することによつ

て、より理解しやすく、実際の行動につながることも期待できる。

委員長

2つの意見を要約すると、一つは一定の行動計画を策定し、数年経過後にチェックをしたらどうか。もう一つの意見は、計画よりも自治の推進状況を測定する項目を設定したらどうかという意見かと思う。

その他に何か意見はあるか。

委員

そもそもこの条例を策定した経緯は、みんなでまちづくりをするという思いからであり、まちは行政だけでつくるものではなく、多くの市民に関わってほしいという思いから条例が作られたと理解している。

これまでいくつかの答申が出され、様々なアイディアの他、必ず自治基本条例の認知度が低いことが挙げられていた。

確かに「市民意識調査」の結果でも、条例を知っているという市民の割合は約22パーセントと低い結果だが、日本国憲法を知らなくても生活に困ることはないし、同じように自治基本条例を知らなくても困ることはないと思う。このことから、我々の役割は認知度を上げることというのはどうも違うように感じている。

昨年はこのことに終始し、最終的な答申ができずに任期を終えた前期委員のことを考えると、諮問されたから答申をするという流れではなく、手掛かりは過去の答申などから探し、将来は委員会が自発的に提言するようになったら良いと考える。

委員長

今の意見の要旨としては、市長の諮問によるものではなく、自発的に委員会が役割を決めた方が良いということかと思う。

また、過去の答申や経緯を手がかりにし、その内容を基に検証したらどうかということか。

委員

おおむね、そのような考えである。

委員長

他に意見があればお願いしたい。

委員

日本国憲法の中身はよく知らないにしても、日本国憲法の存在自体は知っているように。自治基本条例が川口市にあることぐらいは何とかしなければならぬと考える。

委員長

さて、検証の方法については、今後諮問された場合の参考として、確認をさせていただいた。ここまでいくつか検証方法についてのアイデアを頂いたが、本日はこのくらいで留めたいと思う。

次の議題（２）、自治基本条例の見直しの可否について確認したい。このことについてはどのように考えるか。

今期からの委員には就任早々の確認で難しいかと思うが、順に意見をもらいたい。

委員

昨年の４月に関連する条例がようやく揃ったことを考えると、まだ条例改正が必要な時期ではないと思う。

委員

私も同様に今の段階では条例の中身については、変える必要はないと思う。名称について変えたらどうかという意見もあったが、個人的に調べたところ約２９３の自治体が条例を制定し、半分が「自治基本条例」４割が「まちづくり条例」となっている。本市の条例の中身を踏まえると、今のままの名称で良いと思う。

委員

条例本文は、今後改正の必要が生じた時に見直しをすれば良いと思う。

委員

条例の策定段階で相当の時間と議論を尽くしているので、このままで良いと思う。

委員長

では、自治基本条例そのものについて見直しはないということで良いか。

— 委員了承 —



委員長

本日の議事の2つは、重要かつ難しい内容であり、答申の期限までは今期も当然含まれることから、新しい委員にも諮る必要があると判断し、次期への申し送り事項とした。

もう一つの理由としては、自治基本条例運用推進委員会の在り方の見直し内容によっては本条例改正の可能性があったことにある。

そのため、まったく新しい視点を加えても、本当に本条例の見直しの必要はないかを確認したかった次第である。

本日の議事の2つの事項を皆さんに了承をいただいたことにより、さっそく、条例改正案を含めた答申素案を作成していきたいと思う。

今後のスケジュールとしては、次回には正副委員長で改正案を含めた答申案を作成し、皆さんに確認をいただいたうえで、6月には答申したいと考えている。

このことは、できる限り早く参議院方式を改めるため、次期の新委員募集の開始前には条例を改正しておかなければならないためである。

委員

理由は理解したが、次回に正副委員長の答申案を示すとなると、残された申し送り事項の課題に対する新委員の意見も確認した方が良いと考えるがどうか。

委員

確かにそのような部分が申し送り事項にある。例えば、課題に挙げられた「委員会を一定期間空けて開催」などは、正直なところ、なぜそのような結論に至ったかという疑問も生じている。

委員長

その点については、例えば委員会の役割を検証とした場合、様々な事象を検証するためには経過観察期間が必要であり、さらに役割を明確化する観点から言えば、何か不都合が生じた場合に開催する方がより明確化できるという考えからである。

もちろんいずれもまだ合意されたことではない。

しかし一方では、委員会が常にかかれ機能していることで、議論を要する事項が発生した場合も、即座に対応できるメリットがあることは確かである。

こうした議論を深める必要がある事項については、次回に答申案を提示させていただくが、その際に皆さんからご意見はいただくつもりなので、了解をいただきたい。

— 委員了承 —

委員長

その他、何か意見はあるか。

副委員長

先ほどの意見についての補足を含めて述べたい。

次回に示す答申案は必要最低限の内容として、お示しするものと理解してもらいたい。その案をもとに皆さんから意見をいただき、修正をしながら最終的な答申を作成としたいと考えている。

委員会条例の改正は必要最低限に留め、当面、役割等は現行の条文で運用をしてみて、やはり不都合が生じるのであればその時に改正すれば良いと考える。

今の段階であまり細かく条文に書いてしまうと、委員会の運用自体が縛られてしまうことが懸念される。

委員長

そのようなことで了解願いたい。

— 委員了承 —

委員長

他に意見はあるか。

委員

その他として要望をしたい。現在の2年目委員は、申し送り事項の内容も経過もある程度理解しているが、12月から就任した新しい委員さんに対し、事務局も意見が出されるのを待つのではなく、積極的に投げかけをしてもらいたいと考える。

そのようにすればもっと議論が深まると思う。

委員長

今の意見のとおり、事務局にもお願いするが、委員からも疑問点等があれば、積極的に事務局にコンタクトを取ってもらいたい。

副委員長

今回の新しい委員に対しては、すでに勉強会なども実施しているし、文書等にすることが難しければ、顔をあわせる機会を設けても良いかもしれない。

事務局

メールなどの連絡に限定せず、確認したい点や資料の提示や請求等があれば、直接電話でも構わないので、問い合わせには対応したいと考えている。

委員長

それでは他になければ、事務局から次回の日程についてお願いしたい。

#### ○ 次回の会議について

事務局

次回会議の日程は4月を予定している。この間は先ほど承認をいただいたとおり、正副委員長と事務局で調整し答申案を作成したい。

日程については、次回と次々回は間を空けずに開催したいと考えているので、本日に4月と5月の両方を調整していただきたい。

候補日は4月25日の金曜日と5月30日の金曜日。開始時間は両日ともに午後6時30分からとし、会場も両日ともにキューポ・ラム4階の会議室1・2号を予定している。

委員長

ただいまの事務局から提示のあった日程でどうか。

— 委員了承 —

委員長

それでは、事務局から提示のあった日程で開催したい。

	<p>○ 閉 会</p> <p>委員長 他になれば、本日は閉会とする。</p> <p>(午後7時41分)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	<p>次 回 平成26年4月25日(金) 午後6時30分から</p> <p>次々回 平成26年5月30日(金) 午後6時30分から</p> <p>両日ともに キュポ・ラM4階 会議室1・2号</p>